

式第9 法第49条第1項（農林水産省令第7条第2項及び内閣府・農林水産省令第1条第2項）及び第50条第1項関係（農地転用の許可）

農地法（大臣許可：計画区域において2ha超の農地転用が明確な土地利用方針を記載する場合）

農地法第5条第1項の規定による許可に関する事項

法第49条第1項又は第2項の農林水産大臣の同意を得た土地利用方針に係る復興整備事業の名称等	事業名	地区名	事業主体
	漁業集落防災機能強化事業	小本駅西地区 (3工区)	岩泉町

図面記号							
B-1地区							
土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)	土地利用区分	
			登記簿	現況			農振法
	下閉伊郡岩泉町中島字長内	191番の一部	田	田	974㎡のうち 741㎡	農振地域外	非線引き都市計画区域内用途地域外
	計	741㎡（田 741㎡、畑 0㎡）					
転用することによって生ずる付近の農地作物等の被害の防除施設の概要		<p>周辺地の汚水排水は、雨水排水とともに浄化槽（下水道）で処理する予定である。農業用排水については、既存の用排水施設で対応できるため、周辺農地に及ぼす影響はない。</p> <p>なお、未着工工区の農地については、上記の対応のほか、農業用水については、既存用水路を付け替え、周辺農地に影響を与えないように措置する等必要な代替施設を整備する等の対策を行うため、未着工工区の農地の営農には影響を及ぼさない。</p>					